

第40号議案

特別区道路線の認定（重複）について
上記の議案を提出する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

特別区道路線の認定（重複）について
道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、特別区
道の路線を次のように認定する。

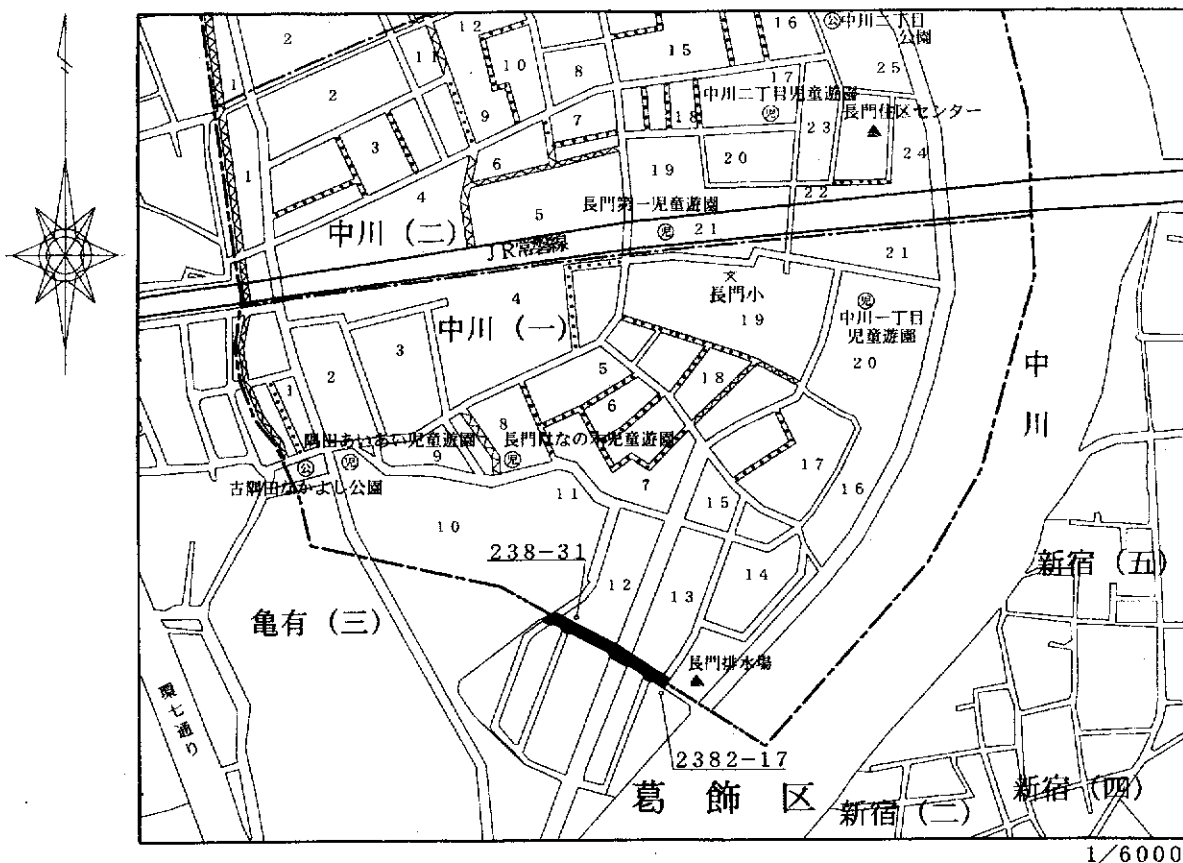
記

- 1 足立区中川一丁目・葛飾区亀有三丁目地内（葛飾区との行政境界）
裏面のとおり

（提案理由）

足立区と葛飾区の行政境界にかかる道路について、特別区道として認定する必要があるため、この案を提出いたします。

足立区中川一丁目、
葛飾区亀有三丁目地内略図



凡 例

	都 県 境		特別区道路線
	区 界		区管理通路
	町 丁 目 境		その他の通路
	国 道 路 線		新認定特別区道路線
	都 道 路 線		(重 複)

幅 員 10.45 ~ 10.55 m

延 長 111.69 m

面 積 1,282.31 m²